



佐賀県公報

平成18年
10月18日
(水曜日)
第 12820号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (六一九・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (六二〇・") 一
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業所の名称及び所在地の変更 (六一一・") 二
- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (六二二・") 二
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (六二三・") 四
- 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (六二四・") 四
- 生活保護法に基づく介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定 (六二五・") 九
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (六二六・") 二〇
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (六二七・") 二〇
- 佐賀県卸売市場条例に基づく卸売市場の開設者及び卸売業者の変更 (六二八・流通課) 二〇
- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (六二九・生産者支援課) 二
- 字の区域の変更及び設定 (六三〇・市町村課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 三
- 選挙管理委員会事項 (告示・三八) 三
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正 (告示・三八) 三

○告示

●佐賀県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島一五三六一番地一	平成一八・九・一
医療法人森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	"
九福附属歯科診療所	鳥栖市桜町一四四九番地一	平成一八・八・一
ユウアイ薬局大町店	杵島郡大町町大字福母六九五番地四	平成一八・九・一

●佐賀県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名称	所在地	廃止年月日
服巻産婦人科医院	唐津市大名小路五番六号	平成一八・八・六
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島一五三六一番地一	平成一八・九・一
森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	"

二 変更医療機関

新	名 称	所在地	変更年月日
新	鎗田薬局	鳥栖市鎗田町二八二番地一	平成一八・八・一
旧	ヤリタ薬局		

●佐賀県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二の規定により、次のとおり指定施設機関から変更の届出があった。
平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古 川 康

新	名 称	所 在 地	変更年月日
新	殿ノ浦整骨院	唐津市呼子町殿ノ浦九八四番地一一	平成一四・三・三一
旧	大野整骨院	唐津市東朝日町一〇七一番地四四	

●佐賀県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 山津ヘルパーステーション

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社ユニオン・ライフ

所在地 神崎市神崎町本堀三千百九十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 さくら・介護ステーション神崎

所在地 神崎市神崎町本堀三千百九十四番地

サービスの種類 訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社真明

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 デイサービスはるか

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人精仁会

所在地 伊万里市立花町四千番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 訪問介護事業所あおぞら

所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九

サービスの種類 訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人森永整形外科医院 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 佐賀市下田町一番十三号 サービスの種類 訪問介護</p>	<p>六 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ふくしの家ホームヘルプ大和 所在地 佐賀市大和町大字尼寺八百六番地 サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームさくらんぼ 所在地 三養基郡上峰町大字堤字四本谷千九百七番地一 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護</p>
<p>サービスの種類 通所介護</p>	<p>十一 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社タケダ建設 所在地 佐賀市駅前中央二丁目三番三号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスれんげ荘 所在地 佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人森永整形外科医院 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号 サービスの種類 短期入所療養介護</p>	<p>十 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人森永整形外科医院 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 森永整形外科通所リハビリセンターウエルネス開成 所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号 サービスの種類 通所リハビリテーション</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人森永整形外科医院 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人森永整形外科医院 所在地 佐賀市開成六丁目一四番四十八号 サービスの種類 居宅療養管理指導</p>

十二 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま

所在地 鹿島市大字高津原千九百九十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 NPO法人余暇センターきたじま宅老所鹿城デイサービス

所在地 鹿島市大字高津原千九百九十三番地

サービスの種類 通所介護

◎佐賀県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社真明

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所はるか

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

二 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人精仁会

所在地 伊万里市立花町四千番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所あおぞら

所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九

◎佐賀県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 山津ヘルパーステーション

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ユニオン・ライフ

所在地 神崎市神崎町本堀三千百九十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さくら・介護ステーション神崎

所在地 神崎市神崎町本堀三千百九十四番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社真明 所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社真明</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年八月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 西光苑訪問介護事業所 所在地 伊万里市山代町峰六千五百二十二番地四 サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人光仁会</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設西光苑 所在地 伊万里市山代町峰六千五百四十五番地十一 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人光仁会</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設西光苑 所在地 伊万里市山代町峰六千五百四十五番地十一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設西光苑 所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問看護ステーションにのせ 所在地 西松浦郡有田町二ノ瀬甲九百六十六番地 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人光仁会</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問看護ステーションあおぞら 所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人精仁会</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年七月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護事業所あおぞら 所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九 サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人精仁会</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年八月一日</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護事業所あおぞら 所在地 伊万里市立花町四千番地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスはるか 所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三 サービスの種類 介護予防通所介護</p>

<p>十三 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人誠晴會</p>	<p>十六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人春陽會</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 佐賀市兵庫町大字淵千九百三十一番地二 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与</p>
<p>十二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議會 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 武雄市社会福祉協議會 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>十五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ケアサポート九州 所在地 佐賀市兵庫町大字淵二千三百九十一番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアサポート九州 所在地 佐賀市兵庫町大字淵二千三百九十一番地二 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護</p>
<p>十一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人武雄市社会福祉協議會 所在地 武雄市武雄町大字富岡八千四百八十一番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ひかり訪問看護ステーション 所在地 伊万里市山代町峰六千五百四十五番地十一 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>	<p>十四 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人誠晴會 所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設ふるさとの森 所在地 藤津郡太良町大字糸岐六千七百九十七番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>
<p>十 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人光仁會 所在地 伊万里市山代町楠久八百九十番地二</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設ふるさとの森 所在地 藤津郡太良町大字糸岐六千七百九十七番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>

二十	<p>(一) 所在地 佐賀市兵庫町大字渕千九百三番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人春陽会</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設みどりの園 所在地 佐賀市兵庫町大字渕千九百三番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション 指定年月日 平成十八年四月一日</p>
二十	<p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人春陽会</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンターうえむら 所在地 佐賀市兵庫町大字渕千九百三番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p>
二十	<p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人春陽会</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問看護ステーションうえむら 所在地 佐賀市兵庫町大字渕千九百六番地一 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>
二十	<p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人春陽会</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問看護ステーションうえむら 所在地 佐賀市兵庫町大字渕千九百三番地一 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター美郷

所在地 杵島郡大町町大字大町五千番地

サービスの種類 介護予防通所介護

二十四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会

所在地 杵島郡白石町大字福田千三百十二番地一

サービスの種類 介護予防訪問介護

二十五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルパーステーション「ありた」

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

サービスの種類 介護予防訪問介護

二十六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスステーション「やすらぎ」

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

サービスの種類 介護予防通所介護

二十七 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」

所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四

サービスの種類 介護予防訪問介護

二十八 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会

所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター「くつろぎ」

所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四

サービスの種類 介護予防通所介護

二十九 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社タケダ

所在地 佐賀市駅前中央二丁目三番三号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスれんげ荘

所在地 佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地

サービスの種類 介護予防通所介護

三十 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 社会福祉法人聖仁会 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ホームヘルプサービスすみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人聖仁会 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 老人デイサービスセンターすみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人聖仁会 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 老人短期入所事業すみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護 指定年月日 平成十八年八月一日</p>
--------------------------------	--

<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>名称 NPO法人余暇センターきたじまホームヘルプサービス 所在地 鹿島市大字高津原千九十三番地 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年九月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p>
-------------------------------	--

●佐賀県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有田町
- (三) 事業所の名称及び所在地
所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- 名称 有田町地域包括支援センター
- (一) 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
- 指定年月日 平成十八年四月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 白石町

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百五十三番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 白石町地域包括支援センター

所在地 杵島郡白石町大字坂田二百五十三番地一

●佐賀県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 廃止年月日 平成十八年八月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 森永秀史

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 森永整形外科医院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

二 (一) 廃止年月日 平成十八年八月三十一日

(二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 森永秀史

所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 森永整形外科通所リハビリセンターウエルネス開成

所在地 佐賀市開成六丁目五番三十七号

●佐賀県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

名称

所在地

変更年月日

グループホームむつわ

新 佐賀市本庄町大字鹿子九番地三

平成一七・七・一

ヘルパーステーションとんぼの里

新 佐賀市本庄町大字末次三二番三二号

平成一六・一一・一

企業組合労協センター事業団ヘルパーステーション安暖手

新 佐賀市神園二丁目八番一号

平成一八・六・二〇

旧 佐賀市鍋島町大字八戸溝一六一八番地八

旧 佐賀市鍋島町森田三本権六七三番地一

平成一八・六・二〇

●佐賀県告示第六百二十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第五十八条第一項に規定する卸売業者が変更されたので、佐賀県卸売市場条例（昭和四十六年佐賀県条例第三十七号）第二十三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名		開設者名		卸売業者名		変更年月日
唐津中央青果市場	新 唐津農業協同組合	唐津農業協同組合	唐津農業協同組合	平成一八・一〇・一		
	旧 東松浦園芸販売農業協同組合連合会	東松浦園芸販売農業協同組合連合会	東松浦園芸販売農業協同組合連合会			

●佐賀県告示第六百二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届け出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調査を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名	発起人	氏名	漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出をする漁業協同組合
東与賀町加入区	佐賀郡東与賀町下古賀一四八六	吉田國夫	東与賀町漁業協同組合
	佐賀郡東与賀町下古賀官有地	深川正義	

二 指定漁船調査の縦覧

加入区名	縦覧期間	縦覧場所
東与賀町加入区	公告の日から起算して十五日間	東与賀町漁業協同組合

●佐賀県告示第六百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、及び新たに画する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	兵庫町大字若宮字伊賀屋	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字伊賀屋	兵庫町大字若宮字一本松九六四の一、九六九、九七〇、九七一の一、九七二の一及び九七三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	兵庫町大字若宮字四本松一〇八一の一、一〇八二の一、一〇八三の一、一〇八四の一、一〇八五の一、一〇八六の一、一〇八七の一、一〇八八の一、一〇八九の一、一〇九〇の一、一〇九一の一、一〇九二の一、一〇九三の一、一〇九四の一、一〇九五の一、一〇九六の一、一〇九七の一、一〇九八の一、一〇九九の一、一一〇〇の一、一一〇一の一、一一〇二の一、一一〇三の一、一一〇四の一、一一〇五の一、一一〇六の一、一一〇七の一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
新たに画する字の名称	兵庫町大字若宮字松本	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字松本	兵庫町大字若宮字一本松九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五二、九五三、九五五、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九及び一〇五〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	

<p>兵庫町大字若宮字柳</p>	<p>兵庫町大字若宮字三本松一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇及び一〇九一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本松一〇九四の一部、一〇九五、一〇九六、一〇九七の一部、一〇九八、一〇九九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八の一部、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八の一部、一一一九、一一二〇、一一二一の一部、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字掛屋敷九八〇の一部及びこれに伴う水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字貞右エ門九八二並びにこれに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字一本松九五九及び九六四の地先の字伊賀屋の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本松一〇九二の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本松一一二の地先の字伊賀屋の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本松一一五の地先の道路及び水路</p> <p>兵庫町大字若宮字伊賀屋九七七及び九七八の地先の道路</p> <p>兵庫町大字若宮字伊賀屋一一四五及び一二五六の地先の水路</p>
<p>兵庫町大字若宮字三本柳一二七三の一部、一二七四の一部、一二七五、一二七六から一二七八まで、一二七九から一二八一まで、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇の一部、</p>	<p>一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八の一部、一三〇九、一三一〇、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一五、一三一六、一三一七、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三九、一三四〇から一三四四まで、一三四四、一三四四及び一三四五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字二本柳一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一五九、一三六〇、一三六一、一三六一、一三六五、一三六六、一三六九、一三六九、一三七〇、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七七、一三七九、一三七九、一三七九、一三八〇、一三八四、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八九、一三九一、一三九二、一三九三、一三九三、一三九三、一三九五、一四〇一、一四〇一、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇九、一四一〇、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五から一四一五まで、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇及び一四二二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字四本柳一四二二、一四二三、一四二三、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二六、一四二八、一四二九、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三八、一四三九、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三及び一四四四並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字五本柳一四四四、一四四四、一四四五、一四四八、一四四八、一四四九、一四四九、一四四九、一四四九、一四五〇、一四五〇から一四五〇まで、一四五二、一四五二、一四五二、一四五二、一四五三、一四五三、一四五三、一四五四、一四五四、一四五四、一四五五、一四五五、一四五五、一四五六、一四五六、一四五六、一四五八、一四五八、一四五八から一五八五まで、一四九九、一四九九、一四六〇、一四六一、一四六一、一四六二から一四六二まで、一四六四、一四六四、一四六五、一四六六、一</p>

四六六^三、一四六七^三、一四六七^四、一四六七^五、一四七七^一の
 一部、一四七七^二、一四七七^三、一四七八^一、一四七八^二、一四八〇^一、
 一四八一及び一四八三並びにこれらに伴う道路及び水路の区
 域

兵庫町大字若宮字一本柳一四八五^二、一四八五^三、一四八八^一、
 一四九〇^一、一四九一、一四九三^一、一四九三^二、一四九四^一、
 一四九五、一四九六^一、一四九七^一、一四九八、一四九九^一、一五
 〇一、一五〇二^一、一五〇三^一、一五〇四、一五〇五、一五〇
 六、一五〇七^一、一五〇七^二、一五〇八^一、一五〇八^二、一五〇
 九、一五一〇^一、一五一一^一、一五一二^一、一五一二^二、一五一
 二^三、一五一三^一、一五一四、一五一六、一五一六^二、一五一
 七、一五一七^一、一五一七^二、一五一七^三、一五一七^四、一五一
 八^一、一五一八^二、一五二〇^一、一五二二^一、一五二二^二、一五二
 三、一五二五、一五二五^二、一五二六^一、一五二八^一、一五三
 〇から一五三〇^三まで、一五三二から一五三三^三まで、一五三
 三、一五三三^二、一五三四から一五三四^三まで、一五三五、
 一五三五^二、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇^一、
 一五四一、一五四六及び一五四七並びにこれらに伴う道路
 及び水路の区域

兵庫町大字若宮字伊賀屋一四七三^二の一部
 兵庫町大字若宮字伊賀屋一一二七^八、一一三三^三、一一三三^四、
 一一四五^九、一一四六^一、一一五三^一、一一五五^一、一一六五、一
 一八四、一一八六、一一八七^一、一一八七^二、一一九七^一、一
 一九八、一一二二^一、一一二四、一一二六、一四七四^二及び一
 四七五の地先の水路
 兵庫町大字若宮字清蔵一一六九及び一一六九^二の地先の水路
 兵庫町大字若宮字政十二二〇〇^三から一二〇〇^六まで及び一二
 〇二の地先の水路
 兵庫町大字若宮字地藏屋敷一二一九及び一二一九^二の地先の
 水路
 兵庫町大字若宮字五本黒木一五四八、一五八六、一五八八
 、一五八九、一六一六及び一六一七^二の地先の水路

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年10月18日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 武雄市武雄町大字武雄字小路5542番9、5542番153、5542番154、5590番14、
 5590番15、5592番4及び5593番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 武雄市山内町大字大野甲9798番地2
 有限会社山口工務

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十八号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第
 十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム長生園	伊万里市立花町二七〇三番地二	を
特別養護老人ホーム長生園	伊万里市立花町二七〇三番地二	に改める。
介護付有料老人ホームいまり	伊万里市新天町六二〇番五	

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年十月十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

